

大会発表報告

母子生活支援施設における社会福祉士のソーシャルワーク実習指導の取り組みと課題

小幡美智子

(社会福祉法人同胞援護婦人連盟 母子生活支援施設リフレこここのえ
母子支援員・社会福祉士)

横井 義広

(同施設長・社会福祉士)

(キーワード：社会福祉士・ソーシャルワーク実習・母子生活支援施設)

抄録：今回の実践報告の動機は、自分たちの事業所が、国や養成校から求められるソーシャルワーク実習の内容にどこまで応えているのか。自分たちの実践を報告するとともに、ソーシャルワーク実習を事業所でどのように展開すればよいかということである。

2020（令和元）年にソーシャルワーク実習の新カリキュラムが示され、大きな変更点としては、実習の時間数を180時間から240時間に拡充し、機能の異なる2カ所以上の実習施設で実習を行うこととされた。また、事業所から実習生に対して「利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成」等の10事項について指導をするものとしている。

母子生活支援施設リフレこここのえ（以下、当施設）では、国で示されている指針に沿って職場実習、職種実習、ソーシャルワーク実習の3段階に分けて実習を行っている。工夫していることは、自立支援計画を作成するにあたって、対象家庭の施設退所時の地域生活をイメージしながら作成させ、「3軸で考える」ということである。それは、①ミクロ・メゾ・マクロの軸、②時間軸、③ニーズ・アセスメントとリスク・アセスメントの軸の3軸である。

今後は、事業所に対してソーシャルワーク実習教育について、国が直接または養成機関が実習内容の講習会等の開催などをしてほしいと考えている。

1. はじめに

当施設では、保育実習を5大学から、社会福祉士のソーシャルワーク実習を4大学と1専門学校から受けている。ソーシャルワーク実習については、社会福祉士資格を持ちソーシャルワーク実習指導者講習会を終了した2名の職員と施設長（社会福祉士所持）が担当し、また、この3人で2年間にわたり実習内容について検討を行ってきた。

今回の実践報告の動機は以下のとおりである。現在のところ、実習指導を行うにあたり事業所のよりどころは、ソーシャルワーク実習指導者講習会での内容でしかない。ソーシャルワーク実習をどのように行えばよいか、各事業所は試行錯誤しているのではないか。自分たちの事業所が、国や養成校が求める実習内容にどこまで応えているのか。自分たちの実践を報告するとともに、ソーシャルワーク実習を事業所でどのように展開すればよいか、検討の機会になればと考えている。

2. 社会福祉の専門職化の流れと実習内容

社会福祉士の資格制度は、1987（昭和62）年「社会福祉士及び介護福祉士法」により始まった。その後、1997（平成9）年精神保健福祉士が創設された。また、2007（平成19）年社会福祉士法及び介護福祉士法の改正が行われ、2010（平成22）年には、精神保健福祉士法が改正され、それぞれの資格が担う支援の対象の領域を拡大させた。さらに、2018（平成30）年社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」によってカリキュラムの改正が行われた。さらに、2020（令和元）年には、実習及び演習の充実が図られ、実習時間については、地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の実態を学ぶことができるよう、実習の時間数を180時間から240時間に拡充し、機能の異なる2カ所以上の実習施設で実習を行うこととされた。

3. 国が示すソーシャルワーク実習の内容について

厚生労働省（2020）は、ソーシャルワーク実習のねらいについて、「ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。③生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。④施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。⑤総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的な内容を実践的に理解する」と規定している。

さらに、実習生には、事業所で以下の事項について実習指導者による指導を受けるものとしている。「①利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成、②利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成、③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価、④利用者やその関係者（家族、親族、友人等）への権利擁護活動とその評価、⑤多職種連携及びチー

ムアプローチの実践的理解、⑥当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ、⑦地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解、⑧施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）、⑨社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解、⑩ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解・アウトリーチ・ネットワーキング・コーディネーション・ネゴシエーション・ファシリテーション・プレゼンテーション・ソーシャルアクション」の10項目であり、これらについて、実習生にその内容を事業所での実習として展開していくことが必要であると規定されている。

4. 母子生活支援施設リフレコこのえにおけるソーシャルワーク実習の実際

国が示す指針に沿って、当施設では、職場実習、職種実習、ソーシャルワーク実習の3段階に分けて実習を行っている。

(1) 職場実習

職場実習の段階では、事前学習を補完するとともに組織機構の概要全般を理解することが課題となる（施設機能と役割の理解、理念の理解、事業計画、職員体制、予算等）。当施設では、実習2～3日頃に施設長とのミーティングを行っている。その中では、実習施設の機能と役割の概要を理解することを目標にしている。また、学生が大学で学んだソーシャルワークの価値（人間の尊厳、社会正義、社会開発、多様性等）について、実習現場でどのように展開されているか意識して実習するように話をしている。この実習段階において厚生労働省が求める実習内容は、以下の5つである。①社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解②利用者やその関係者（家族・親族・友人等）、施設・事業者・機関・団体・住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成。③利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価。④施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解も含む）の理解。⑤施設での生活の流れの理解と参加。

(2) 職種実習

職種実習の段階では、ソーシャルワークを担う職員（母子生活支援施設で業務を担っている職種→母子支援員/少年指導員/心理職員/看護師等）の業務内容を理解することが課題となる。また、支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握することである。次の実習段階であるソーシャルワーク実習で行う自立支援計画の作成の準備期間にあたるため、この時期に実習生はどの家庭を対象に自立支援計画を立てるのかを考える。そのために、ジェノグラム、エコマップ等のアセスメント方法を職員から学ぶ。この実習段階において厚生労働省が求める実習内容は以下の通りである。

⑥多職種連携及びチームアプローチの実践的理解をする。利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成。

(3) ソーシャルワーク実習

ソーシャルワーク実習の段階では、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル、インフォーマルな社会資源を活用した自立支援計画の作成を行っている。また自立支援計画を作成するために職種実習の段階で選んだ家族のジェノグラム、エコマップも作成する。

当施設では、自立支援計画の作成にあたって、対象家庭の施設退所時の地域生活をイメージしながら作成させている。また、「3軸で考える」ということを指導している。それは、①ミクロ・メゾ・マクロの軸、②時間軸、③ニーズ・アセスメントとリスク・アセスメントの軸の3軸である。①ミクロ・メゾ・マクロの軸とは、ミクロは子どもと母親を中心とした家族関係についての支援関係を検討する。メゾレベルでは退所時の関係機関の関与について検討する。マクロレベルについては、施設長とのミーティングで行う説明（制度・施策等の理解）に代えている。②時間軸というのは、例えば子どもが乳幼児で入所した家庭の場合、入所当初に必要とする支援は母親の仕事を守るための病児・病児保育等であるが、数年して学齢期になると学習面や不登校のこと等、家庭の抱える課題は変化する。すなわち時間軸によって、ニーズが変化するために、この観点から自立支援計画を捉える必要がある。③ニーズ・アセスメントとリスク・アセスメントの軸は、②の時間軸とやや重なる部分もある。例えば、ニーズ・アセスメント面では、子どもの成長に伴って学費や進学のための奨学金等の情報が必要になったり、リスク・アセスメント面では、生活環境が整えられない母親に関しては（例えばごみ屋敷状態）、乳幼児の誤飲や誤食があるかもしれない。そのような家庭にはホームヘルパーの派遣等を考えることも支援として必要である。これら、3軸で家庭への支援を考えていくことは、実習生に自立支援計画を作成するための視点を提供することにつながっていると考えている。

さらに、「ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解（アウトリーチ、ネットワーキング、コーディネーション、ネゴシエーション、ファシリテーション、プレゼンテーション、ソーシャルアクション）」については、当施設では以下のような取り組みを実習生に体験または実習担当者からの講義で代えている。①アウトリーチ（家庭訪問等支援を届けること）については、アフターケアや地域支援の取り組みの中で家庭訪問等の機会に立ち会うか、自立支援担当職員から説明を受ける。②ネットワーキング（つながりを作る）については、他機関とのネットワーク構築の展開過程における機関の役割を理解し、関係者会議や支援の中で関係機関との連携が必要な場面に立ち会うか、担当者から説明を受ける。③コーディネーション（調整・連携・協調）については、ケースカンファレンスや各種会議や関係者会議等で機関や専門職の機能や役割を調整していく場面に立ち会

うか、説明を受ける。④ネゴシエーション（交渉・折衝）については、自立支援計画を作成する場面や支援員や関係機関との折衝の場面に立ち会うか、担当者から説明を受ける。⑤ファシリテーション（会議を円滑に進める技法）については、ケースカンファレンスやミーティングに参加して意思決定のプロセスを学ぶ。⑥プレゼンテーション（情報伝達手段の方法）については、会議等で行事などの紹介や子ども向けの行事の説明会等に立ち会うか、担当者から説明を受ける。⑦ソーシャルアクション（社会問題解決のために制度の創設等求める活動）については、権利が剥奪されている状況があればそれについて、どのような社会的な活動が行われているかを学ぶ。また法人事業や東京都や全国の母子生活支援施設の部会活動の説明を受ける。⑧ソーシャルマーケティング（マーケティングの考え方を社会全体の利益向上を追求するために適用すること）については、アフターケアや地域支援を行っている世帯等を入口に、地域の中の同じような状況にある世帯のニーズの把握や支援の標準化を図ることを自立支援担当職員や施設長の講義から学ぶ。

5. ソーシャルワーク実習を受けることでの事業所の意義と効果

日本社会福祉士会編（2014）では、社会福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を事業所が受ける意義と効果について以下の5点を述べている。「①施設・機関の社会的使命を果たす、②利用者への責任を果たすことになる（後継者育成は将来的に利用者の最善の利益につながる）、③社会福祉実践を整理し、見直す機会となる、④実習生指導は新任職員の研修に援用できる、⑤実習指導は組織力を発展させる機会となる」とある。

また、事業所でソーシャルワーク実習を受けることのメリットとして、近年、人材確保が困難な状況の中で、⑥実習生が人材確保につながる可能性がある。そして、⑦大学などの養成校とのつながりができる。この⑦の視点は、研究を進め、社会的養護の分野を発展させるためには、調査・研究に実践の場との協働は必要である。そのためにも同じ立場のもと施設と研究者がつながりを持つ必要があるではないだろうか。さらに実習生は外部の客観的な視点としての⑧オンブズパーソン的な役割が考えられる。これら8点がソーシャルワーク実習を事業所で受ける意義と効果であると考えている。

6. おわりに

ソーシャルワーク実習を受ける事業所側としては、国が通知しているソーシャルワーク実習教育に含むべき事項に関して、事業所がどのように展開していくのか、はっきりとした基準がないため、手探りで実習を行っている状態が続いているのが現状である。また、国が通知している事項はソーシャルワーク実習全体に関する通知であり、その実習教育を各施設ではどのようにしていくのか、モデル的なものは無いため、事業所で見出さなければならない。

今後、養成校と事業所が質の高い社会福祉士を輩出し続けるためには、国が直接または、日本ソーシャルワーク教育学校連盟等の機関に委託をして、事業所に対して丁寧な実習内容の講習会等の開催等を望む。

参考文献一覧

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2021）「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン（2021年8月改訂版）」

http://jaswe.jp/doc/202108_jisshu_guideline.pdf (2023.12.2).

公益社団法人日本社会福祉士会編（2014）「社会福祉士実習指導者テキスト第2版」中央法規出版。

厚生労働省（2020）「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針についての一部改正」19文科高第917号社援発第032800号平成20年3月28日（最終改正）元文科 第1122号社援発0306第23号令和2年3月6日

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604913.pdf> (2023.11.22).

厚生労働省（2008）「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（平成20年3月28日19文科高917号・厚生労働省社援発0328003号）